明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（二五九）　三
○平成二十九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二六〇）　四
○中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二六一）　四
○中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二六二）　五
○農業保険法施行令（二六三）　三
○農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二六四）　三
○海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二六五）　四
○海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二六六）　四
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（二六七）　五
○土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二六八）　六
○土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令（二六九）　六

〔省　令〕

○電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令（**総務**七二）　一六
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（**同**七三）　一九
○漁船特殊規程及び小型漁船安全規則の一部を改正する省令（**農林水産・国土交通**一）　一九
○中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（**経済産業**七九）　二三
○海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（**国土交通**六四）　四一

〔告　示〕

○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（**金融庁**四一）　六三
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**一六九）　六五
○高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針の一部を改正する件（**厚生労働・国土交通**一）　六六
○中小企業信用保険法第二条第六項の規定に基づき、同項の経済産業大臣が定める事由を定める件（**経済産業**二四〇）　六六
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針の全部を改正する件（**国土交通**九六五）　六八

本号で公布された法令のあらまし

◇平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二五九号）（内閣府本府）

1　平成二八年熊本地震による災害に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を平成三〇年一〇月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二六〇号）（内閣府本府）

1　平成二九年九月一五日から同月一九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

㈢　京都府与謝郡伊根町及び大分県津久見市の区域に係る激甚災害について公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二六一号）（経済産業省）

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第五六号）の施行期日は、平成三〇年四月一日とすることとした。